

お知らせ
「ご相談ください あなたの
まちの行政相談委員へ」

10月19日(月)～25日(日)
は行政相談週間です。

総務省では、多くの皆さんに行政相談を利用していただけるよう毎年10月に「行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。

当町でも、次のとおり、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が「一日行政相談所」(無料・秘密厳守)を開設します。医療保険や年金、道路や公共施設など行政の仕事やサービスで、困っていること、分からないことがあります。分らないことがありましたら、お気軽にご利用ください。

「一日行政相談所」

▼日時 10月23日(金)
10時～15時

▼場所 吾北中央公民館

▼行政相談委員

川村 義秀氏

◇本川総合支所に設置する「行政相談ポスト」でも、投書で相談を受け付けています。



◇一日行政相談所以外でも、行政相談は随時受け付けています。お気軽にご利用ください。

「行政相談委員」

次田 敏幸氏

☎892-11810

川村 義秀氏

☎867-33393

お知らせ

「ご存じですか
被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起すおそれがあります。このため、被災者がそのままにいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消

防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査にご協力をお願いします。

▼被災区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

▼住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

▼被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入り口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。



この建物は使用可能です。



この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。



この建物に立ち入ることは危険です。

■問い合わせ

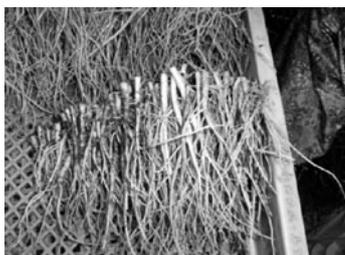
高知県建築指導課

☎823-9891

■問い合わせ

高知県中央西農業振興センター

☎852-1281



収穫時 (12月)

お知らせ
「農家のみなさん」
「ミシマサイコ(薬用植物)をつくってみませんか」
ミシマサイコは、セリ科の多年草で日本では高知県が主産地です。乾燥・調製した根が漢方薬の原料となり、大手製薬会社との契約栽培です。で、価格は安定しています。また、露地で栽培でき、鳥獣害もほとんどありません。
水はけが悪いと、発芽が悪くなり、病気の発生も心配されるため、水はけの良い場所が適しており、水田では、2～3年休耕したところが適しています。播種期は、2月～3月です。興味のある方は12月中旬ごろまでにご連絡ください。